

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和2年3月30日（月）午前9時28分～午前10時22分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、指導担当参事、学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：企画政策課長、職員課長、交通企画・モノレール推進課長
議 題	1 武蔵村山市制施行50周年記念事業について 2 武蔵村山市第4期特定事業主行動計画（案）について 3 多摩都市モノレールに関する調整事項について 4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：一部修正の上、決定する。 議題2：説明のとおり決定する。 議題3：説明のとおり決定する。 議題4：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市制施行50周年記念事業について （企画財務部長説明） 令和2年11月3日に武蔵村山市制施行50周年という大きな節目となる。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間を、武蔵村山市制施行50周年記念の事業年度とし、この記念の年を市民と一緒に祝うために、各種事業を実施していく。 市民と若手職員によるワーキンググループからの報告及び庁内の関係各課への照会を基に、市制施行50周年記念事業等検討委員会で検討し、記念事業として7事業と、冠事業として31事業を市長へ報告した。 具体的な内容については、企画政策課長から説明申し上げる。 （企画政策課長説明） 資料の1ページは、昨年実施した、市民と若手市職員によるワーキンググループからの報告及び庁内の関係各課への照会を基に、市制施行50周年記念事業等検討委員会で検討し、市長へ報告した内容を基に作成している。 「1 記念事業」は、例年実施している事業ではなく、市制施行50周年の事業年度である令和2年度にのみ実施する事業となって

いる。「1 市勢要覧作成」については、既に今年度から作成に着手しており、記念式典等で完成品を配布する予定である。

「2 記念テーマソングの制作」は、ワーキンググループからの提案を基にした事業である。ワーキンググループからは新たに制作するという提案を受けているが、既に国立音楽大学に、包括連携協定に基づいて市のPRソングを制作していただいております、これを記念式典等で披露し、テーマソングと位置付けることとした。

「3 市制施行50周年記念式典」については、先日第1回の記念式典実行委員会を開催したが、今後、詳細な実施内容等をこの実行委員会で検討していく。

「4 国際姉妹都市交流」については、現在本市がホストタウンとなっているモンゴル国の、ウランバートル市ハンオール区との国際姉妹都市の協定を締結するものである。しかし、3月24日に東京2020オリンピック競技大会の延期が発表され、ホストタウン交流事業にも影響があることから、この国際姉妹都市交流についても改めて調整する必要があると考えている。

「5 記念グッズの制作」のホストタウンフレーム切手についても、オリンピックの延長と関連して調整を行う。ロゴマークのバッジについては、ピンバッジと缶バッジを既に制作しており、職員の名札に付けるなどの活用方法を考えているので、新年度には、各所属に配布する予定である。

「6 オリジナルレシピの募集」については、ワーキンググループからの提案に基づく事業である。詳細な実施内容等については、所管課と調整を行う。

「7 (仮称)武蔵村山市観光協会設立」について、事業としてはこの後御説明する冠事業に近いものとなっているが、継続事業ではないこともあり記念事業として位置付けている。

2ページは「2 冠事業」についてである。

例年実施している事業に、「市制施行50周年記念」の冠を付け、内容の充実や、50周年の周知や祝賀機運の醸成を図るものである。

これまでにも実施している継続事業であることから、主な事業のみ説明する。

「2 市長とのタウンミーティング」は、ワーキンググループからの提案に基づき、大きな会場で拡大開催する、というものである。

「3 ホストタウン交流事業」については、東京2020大会の延期に伴い、再度調整を行う必要があるが、開催時期が決まっていないことから、掲載している。

「4 市制施行50周年記念ロゴ入り各種証明書交付事業」については、市民課や課税課で発行している証明書に、50周年記念ロゴマークを付けて交付するという事業である。

表面については、偽造防止の印刷がされていることから、裏面に

ロゴマークを表示するという内容で所管課と調整している。

その他の事業については、実施内容の大きな変更は予定していない。

「25 村山っ子相撲大会わんぱく場所」については、先日の新型コロナウイルス感染症対策本部において中止の決定がされたため、削除をお願いする。

冠事業の実施に当たっては、ロゴマークやテーマを、ポスター等作成の際に活用いただくなど、市制施行50周年の周知を図っていく。

また、企画政策課で屋外イベントなどの会場に掲示できるよう、ロゴマーク入りの横断幕を作成する予定である。

4ページから8ページについては、参考としてこれまでの周年記念事業を記載している。

新型コロナウイルスの影響により、規模の縮小や中止となることも想定されるため、所管課と調整を行う。

民間事業者が市制施行50周年の名称を用いることを許可する要綱については、先週施行され、今後周知を図る予定である。

(質疑等)

- 「1 記念事業」の「2 記念テーマソングの制作」について、式典で披露するとのことだが、今後どのような場面で広め、どのように活用していくのか。
- CDを作製し、学校のイベント等で歌ってもらうとともに、市のイベントでの使用を考えている。
- 市の歌にする考えはないのか。
- 考えていない。
- 「3 ホストタウン交流事業」について、東京2020大会の開催が未定であることから、令和2年度の予算の範囲内で実施する可能性もあるということか。
- 東京2020大会の開催は来年の7月頃になる可能性が高いが、決定されていないことから、本日の段階ではこのままの記載で決定をいただきたい。
- 東京2020大会が令和3年度に延期されても、大会の観戦はせずに、市内の子どもたちとモンゴル国の子どもたちとの交流については冠をつけて行うということか。
- 大会の観戦を考えているため、事業も延期になると考えている。
- 今年度は観戦だけでなく、交流事業を実施するとしたほうがよいのではないか。
- 航空券の確保や、何を実施するかが課題となる。
- 村山デエダラまつりに招待して交流を図ってはどうか。
- 航空券について、招待する人数によっては早めに確保しなければならない。

- 7月に村山デエダラまつりの案内をすればよいと思う。このまま大会観戦を前提として事業を掲載しておくのもいかなものかと思う。
- 4月30日までは、MIATモンゴル航空の乗り入れが禁止されているため、解除されて以降にモンゴル国との話し合いができると考えている。
- 予算はどうなっているのか。
- 令和2年度の当初予算で組んでいるので、他の事業に充てることも可能である。
- 11月3日には予定どおり国際姉妹都市協定を締結するのではないのか。
- そのとおりである。いずれにしても、確実に調整が必要であるのは承知しているので、本日はこのまま決定いただきたい。
- 承知した。
- 「5 記念グッズの制作」について、ホストタウンフレーム切手の制作について、東京2020大会の延期による影響はあるのか。
- 郵便局と調整しているが、延期により制作までの期間も延びたため問題ないとのことである。
- 11月3日記念式典において記念品として配布するのか。
- そのとおりである。
- 「2 冠事業」の「2 市長とのタウンミーティング」について、大会場・大人数として人が集まるのか。
- 中学生・高校生を対象とし、議場等で開催することを考えている。ただし、発案の段階であり、調整していないことを御承知おきいただきたい。
- 承知した。
- 「11 消防団出初式」については、冠事業ということで、何か変化があるのか。
- 冠をつけるだけである。
- 何かしたほうがよいのではないか。
- 調整する。
- その他の既存事業についても冠をつけるだけなのか。
- 多くの事業はそのとおりであるが、観光納涼花火大会に補助金を増額する等、充実を図る事業もある。

議題2 武蔵村山市第4期特定事業主行動計画（案）について
（総務部長説明）

平成27年度から令和元年度までを計画期間とした第三期計画を引き継ぐものであり、庁内の策定委員会で原案を策定し、3月13日に市長に報告した。その後、計画案の内容について、3月18日に調

整会議に付議し、関係各課の意見を伺った。本日は、計画の内容を決定するために庁議に付議するものである。具体的な内容については、職員課長から説明申し上げる。

(職員課長説明)

初めに、特定事業主行動計画について説明する。地方公共団体は、地方公共団体としての立場とともに、職員を任用している事業主としての立場も有している。民間企業の事業主と区別するため、地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といい、次世代育成支援対策推進法の中で、一般事業主と同様に子育て支援に関する行動計画を策定することが定められており、地方公共団体が事業主の立場で策定する職員の子育て支援に関する行動計画を、特定事業主行動計画という。

第4期計画については、会計年度任用職員を含めた本市職員が、仕事と子育ての両立を図ることができるよう様々な取組を特定事業主行動計画として定めるものである。

1 ページは「はじめに」として、計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法の目的、本市における策定経過、本市の計画に対する認識、本市職員が、率先して子育てに深い喜びを感じ、職業生活と家庭生活を両立することが市民への行政サービスと地域の子育て環境の向上に資する期待の表明を記載している。計画の策定者は市長以下、各行政委員会の連名とし、市全体が一体となって取り組んでいくものとしている。

2 ページは、総論についてである。次世代育成支援対策推進法に基づき、国が定める行動計画策定指針に掲げる7つの視点を踏まえつつ、職員ニーズに則した対策を計画的かつ着実に推進することを目的としており、計画期間は5年間としている。

計画の推進体制として、(1)計画推進委員会による推進状況の把握、(2)次世代育成支援に関する情報提供や研修の実施、(3)仕事と子育ての両立に関する相談や情報提供、(4)全職員に本計画を周知するための啓発資料の作成及び配布、(5)推進委員会を活用し、取組の進捗状況に応じて対策実施の推進を図るとともに取組の状況や実績を毎年公表することの5つを記載している。

3 ページからは、「1 職員の勤務環境に関するもの」を記載している。

「(1) 妊娠中及び出産のための制度など」のアからウまでは、「実施」の現状を「継続」するものとして記載している。

「(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備」のアについて、新たに数値目標を設定し、男性職員の育児休業の取得率について、現状の「5か年平均5.5%」を「5か年平均15%以上」とする目標である。イは「実施」の現状を「継続」するものである。ウの取

組は早期に「結論」を得ることを目標とするものである。

4 ページのエからキまでの取組は「実施」の現状を「継続」するものである。

「(3) 時間外の縮減」について、ア及びイの取組は「実施」の現状を「継続」するものである。

5 ページのウは新規の取組である。全庁的に実施しているノー残業デーに時間外勤務命令を受けた職員は、別の日をノー残業デーとして設定し、時間外勤務の縮減を図るものであり、早期「実施」を目標としている。エからカまでについては「実施」の現状を「継続」するものである。

「(4) 休暇の取得促進」のアの取組については新規の取組であり、年次休暇の計画的な取得のため、年度当初に、個人ごとに年度内の年次休暇取得計画表を作成し、休暇取得意識の高揚を図り、年次休暇の平均取得日数の向上を図るものである。現状の年次休暇の平均取得日数「12.7日」を「15.0日」とする目標である。イから6 ページのオまでの取組は「実施」の現状を「継続」するものである。

「(5) 職場・職員の意識改革」について、育児休業から復職した職員が所属する所属長に対して個別に育児関連の休暇制度等について、周知を図り、内容の充実を図るものである。

「2 その他の次世代育成支援対策に関する事項」について、「(1) 子育てバリアフリー」のア、イについては「実施」の現状をそれぞれ「継続」、「充実」するものである。

7 ページ「(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動など」のアからエまでの取組については「実施」の現状を「継続」するものである。オからキまでの取組については、第三期計画には掲載されていない取組であるが、既に実施している取組を新たに掲載したもので、それぞれ「実施」の現状を「継続」するものである。

8 ページは「おわりに」として、支援を受ける側、支援する側の双方の理解により、ワーク・ライフ・バランスが実現し、次の世代の子どもたちをより安心して育てていける社会になることを期待し、推進していくことを記載している。

9 ページ以降は参考資料として、策定委員会の設置要綱、策定委員会委員名簿及び検討経過を掲載している。

(質疑等)

特になし。

議題3 多摩都市モノレールに関する調整事項について

(都市整備部長説明)

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸にについて、今年の1月に、令和2年度の都予算案で多摩都市モノレールの整備に関して1

億円の予算が計上され、一定程度進展しているところである。

来年度以降について、早期事業化に向け、具体的な設計とともに、収支採算性の検討についても深度化していくことになるが、基本設計によってモノレール延伸に係る費用が詳細に検討されることに併せて、収入についても検討を深めていく必要がある。そのため、収入を試算する条件の一つである沿線市町の多摩都市モノレール株式会社への支援の内容についても、このタイミングで一定の考え方を関係者間で確認するために、その内容について庁議に付議するものである。

具体的な内容については、交通企画・モノレール推進課長から説明申し上げる。

(交通企画・モノレール推進課長説明)

覚書締結の趣旨は、本年1月23日付で締結した延伸に関する基本協定に基づき、多摩都市モノレール株式会社への経営支援の具体的な内容を定めるものである。

第1項について、本市と瑞穂町は多摩都市モノレール株式会社にそれぞれ3億3,060万円を出資すること等を規定している。

第2項について、本市と瑞穂町は多摩都市モノレール株式会社にそれぞれ35年で15億円を貸し付けること等を規定している。利子については、無利子とするものである。

第3項について、本市、東大和市及び瑞穂町は、延伸に係る固定資産税と都市計画税の100%相当額を当面30年間減免することを規定している。ただし、沿線まちづくりの状況に応じて需要増が見込める場合、減免の期間や割合について関係者間で協議し、変更可能であることを規定している。参考までに、既存区間においては、20年間、50%相当額を減免するものとなっている。既存区間以上の経営支援が必要な理由については、開業後におけるキロメートル当たりの運輸収入について、既存区間が年平均3%増加という実績であったのに対し、延伸区間は年平均1%減少の見込みであることである。人口減少に加え、既存設備の老朽化に伴う大規模更新などへの対応も想定されていることから、既存区間以上の経営支援を行うものである。

第4項について、第2項から第3項までの経営支援については、今後、多摩都市モノレール株式会社の資金収支の見通しに基づき、必要が生じた場合には、関係者間で協議することなどを規定している。

最後に、今後のスケジュールについて、締結及び公表の日程については3月31日を予定している。

(質疑等)

○ 沿線のまちづくりの状況に応じてということだが、あくまで本市

	<p>や瑞穂町が主体ということで、市以外の民間事業者が実施する事業による需要等は見込めないのか。</p> <p>○ 市以外の民間事業者による事業の状況も見込んで収支を計算する。例えば、マンションの開発計画が事業段階で公表された場合には、見込んでいく。</p> <p>○ 覚書（案）の3について、東大和市についても固定資産税の対象となるものはあるのか。</p> <p>○ ある。延伸区間については、本市同様固定資産税の対象となるものはあり、減免となる。なお、橋脚やレールそのものは都の管理であり、道路の一部とみなされるため固定資産税の対象とはならない。電線や、変電所を増設する場合の土地、家屋及び資産について多摩都市モノレール株式会社の固定資産税の対象となる。</p> <p>○ 本市で固定資産税を100%減免とした例はあるのか。また、市税賦課徴収条例の改正は必要ないのか。</p> <p>○ 市税賦課徴収条例では、固定資産税の減免に関して、特別な事情があると認められる場合には減免できる旨規定されている。市税の減免に関する基準があり、条例を改正しないと減免ができないものではないと考えている。</p> <p>議題4 その他 特になし。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）